

d カード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
<p>本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カード会員）と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p>	<p>本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方（カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまる d カード会員）と、当該承諾をした当社との間に適用されます。</p>
<p>第1部 一般条項</p>	<p>第1部 一般条項</p>
<p>〈第1章 総則〉（略）</p>	<p>〈第1章 総則〉（略）</p>
<p>〈第2章 d カード契約の締結〉</p>	<p>〈第2章 d カード契約の締結〉</p>
<p>第4条～第10条（略）</p>	<p>第4条～第10条（略）</p>
<p>第11条（総利用枠・各利用枠）</p>	<p>第11条（総利用枠・各利用枠）</p>
<p>1～5（略）</p>	<p>1～5（略）</p>
<p>6 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果により当社が必要と認めた場合、<u>d カードサービス又は当社が提供する他の金融・決済サービス</u>に<u>マネー・ローンダリング</u>（<u>その前提犯罪も含む</u>）、<u>テロ資金供与</u>、<u>拡散金融</u>若しくは<u>経済制裁</u>等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当社が判断したとき及び<u>貸金業法</u>、<u>割賦販売法</u>、「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」、その他マネー・ローンダリング、<u>テロ資金供与</u>、<u>拡散金融</u>、<u>経済制裁</u>に<u>関連する法令等</u>（<u>行政機関や一般社団法人日本クレジット協会又は日本貸金業協会</u>が公表する運用基準、告示、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません。以下、総称して「<u>関連法令等</u>」といいます）により当社が必要と認めた場合、又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とすることを含みます）又はこれらの枠にかかる d カードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。</p>	<p>6 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果により当社が必要と認めた場合、「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」、その他マネー・ローンダリング、<u>テロ資金供与</u>、<u>経済制裁</u>関係法令等（運用基準、告示、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません。以下、総称して「<u>犯収法等</u>」といいます）により当社が必要と認めた場合、又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を0円とすることを含みます）又はこれらの枠にかかる d カードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。</p>

<p>7～10 (略)</p> <p>第12条～第23条 (略)</p> <p>第24条 (カードの有効期限と更新)</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 会員は、d カードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号又はその有効期限等が変更された場合であって当社が必要と判断したときに、会員に代わって当社が、変更後の会員番号及び有効期限等を加盟店（加盟店がd カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知する場合があることについて、あらかじめご承諾いただきます。</u></p> <p>第25条～第28条 (略)</p> <p>第29条 (紛失・盗難等時の対応)</p> <p>1 当社は、前条第1項の届出を受領したとき又はケータイ iD に紛失・盗難等の事態が生じたことにより当社が利用中断の措置を講じたときは、第39条に従い会員のケータイ iD サービスの利用停止の処置を採ります。なお、<u>会員は、ケータイ iD を第三者に不正利用されることを防止するため、ケータイ iD に搭載された機能に応じて、IC チップの遠隔停止機能の利用その他当社が定める必要な措置を講じてください。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項のケータイ iD サービス又はカードサービスの利用停止の処置を採る際であって、当社が認めた場合には、第1項の場合に会員の申し出に応じてカードサービス<u>についても</u>利用停止の処置を採り、前項の場合に会員の申し出に応じてケータイ iD サービス<u>についても</u>利用停止の処置を採ることがあります。</p> <p>4 (略)</p> <p>第30条 (不正利用への対応等)</p> <p>1 (略)</p>	<p>7～10 (略)</p> <p>第12条～第23条 (略)</p> <p>第24条 (カードの有効期限と更新)</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第25条～第28条 (略)</p> <p>第29条 (紛失・盗難等時の対応)</p> <p>1 当社は、前条第1項の届出を受領したとき又はケータイ iD に紛失・盗難等の事態が生じたことにより当社が利用中断の措置を講じたときは、第39条に従い会員のケータイ iD サービスの利用停止の処置を採ります。なお、<u>利用停止の処置が完了するまでに</u>ケータイ iD を第三者に不正利用されることを防止するため、<u>会員は、ケータイ iD に搭載された機能に応じて、IC チップの遠隔停止機能の利用その他当社が定める必要な措置を講じてください。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項のケータイ iD サービス又はカードサービスの利用停止の処置を採る際であって、当社が認めた場合には、第1項の場合に会員の申し出に応じてカードサービス<u>の</u>利用停止の処置を採り、前項の場合に会員の申し出に応じてケータイ iD サービス<u>の</u>利用停止の処置を採ることがあります。</p> <p>4 (略)</p> <p>第30条 (不正利用への対応等)</p> <p>1 (略)</p>
---	---

2 前項に基づく当社の求めに対し、会員が認知していない d カードサービスの使用があったことを確認したときは、直ちにその旨を当社に届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。

3 会員は、会員が認知していない d カードサービスの使用があったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに当社にその旨を届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。

4 当社は、前二項により、第三者による d カードサービスの不正利用が行われている可能性がある、若しくは行われた可能性があると判断したときは、第 3 9 第 1 項第 3 号に基づき、会員の d カードサービスの一部又は全部の利用を停止します。

5 第 2 項又は第 3 項により、当社が第三者による d カードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）があったと判断したときは、本会員は、第 3 1 条に定める保障制度により、損害の補てんを受けることができる場合があります。

### 第 3 1 条（保障制度）

1 第 2 8 条第 3 項本文の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難等により他人にケータイ iD 又は d カードを使用された場合であって、同条第 1 項又は第 2 項の当社及び警察への届出がなされたとき、又は前条第 2 項又は第 3 項の当社への届出がなされ、当社が第三者による d カードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）があったと判断したときは、本条第 3 項に定める各事由に該当する場合を除き、当社は、本会員が被るその d カード利用代金相当の損害を補てんします。

2 (略)

3

(1) ~ (2) (略)

(3) 損害が会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者若しくは d カードの受領についての代理人など、会員と同視すべき方又は会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用したことに起因するとき

(4) 会員が本条第 4 項、又は第 5 項の義務を怠ったとき

2 前項に基づく当社の求めに対し、会員が認知していない d カードサービスの使用があったことを確認したときは、ただちにその旨を当社に届け出てください。

3 会員は、認知していない d カードサービスの使用があったとき又はそのおそれがあるときは、ただちに当社にその旨を届け出てください。

(新設)

4 前二項により、当社が第三者による d カードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）があったと判断したときは、本会員は、第 3 1 条に定める保障制度により、損害の補てんを受けることができます。

### 第 3 1 条（保障制度）

1 第 2 8 条第 3 項本文の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難等により他人にケータイ iD 又は d カードを使用された場合であって、同条第 1 項又は第 2 項の当社及び警察への届出がなされたとき、又は前条に基づき当社が第三者による d カードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）があったと判断したときは、本条第 3 項に定める各事由に該当する場合を除き、当社は、本会員が被るその d カード利用代金相当の損害を補てんします。

2 (略)

3

(1) ~ (2) (略)

(3) 損害が会員の家族、同居人又は d カードの受領についての代理人など会員と同視すべき方による使用に起因するとき

(4) 会員が本条第 4 項の義務を怠ったとき

(5) 紛失・盗難等又は第三者による d カードサービスの不正利用に係る被害状況の届出内容に虚偽があったとき

(6) 損害が d カードサービスのうちケータイ iD 暗証番号又はカード暗証番号若しくはワンタイムパスワード (当社指定の方法で払い出しされたワンタイムパスワードをいい、以下同じとします)の入力を伴う取引にかかるものであるとき（但し、会員による暗証番号、ワンタイムパスワードの管理等について、会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除く）

(7) 損害が第 28 条第 1 項若しくは第 2 項の紛失・盗難等の当社に対する届出又は第 30 条第 2 項若しくは第 3 項の第三者による d カードサービス不正利用の届出を当社が受領した日から遡って 90 日より前の d カードサービスの利用に起因するとき

(8) 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因するとき

(9) 損害がその他本規約に違反するケータイ iD 又は d カードの使用に起因するとき  
4 会員は、第 28 条の紛失・盗難等による損害の補てんを請求するときは、ケータイ iD 又は d カードの発見回収に努め、会員が損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社に提出すると共に、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。また、会員は、ケータイ iD 又は d カードを発見又は回収した場合は、直ちに当社にその旨を届け出るものとします。

5 会員は、第三者による d カードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）として、損害の補てんを請求するときは、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。

6 会員は、前条第 2 項及び第 3 項並びに本条第 4 項及び第 5 項に従って当社に対して届出・調査協力等した内容を、当社が、必要に応じて、当社が契約する保険会社に提供することをあらかじめご承諾いただきます。

〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉（略）

(5) 紛失・盗難等又は被害状況の届出内容に虚偽があったとき

(6) 損害が d カードサービスのうちケータイ iD 暗証番号又はカード暗証番号の入力を伴う取引に係るものであるとき（但し、会員による暗証番号の管理等について、会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除く）

(7) 損害が第 28 条第 1 項又は第 2 項の紛失・盗難等の当社に対する届出を当社が受領した日から遡って 90 日より前の d カードサービスの利用に起因するとき

(8) 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因するとき

(9) 損害がその他本規約に違反するケータイ iD 又は d カードの使用に起因するとき  
4 会員は、第 28 条に基づき、紛失・盗難等による損害の補てんを請求するときは、ケータイ iD 又は d カードの発見回収に努め、会員が損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社に提出すると共に、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。また、会員は、ケータイ iD 又は d カードを発見又は回収した場合は、ただちに当社にその旨を届け出るものとします。

5 会員は、前条に基づき、第三者による d カードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）として、損害の補てんを請求するときは、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。

（新設）

〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉（略）

<p>〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉</p> <p>第38条 (略)</p> <p>第39条 (d カードサービスの利用停止)</p> <p>1 (略)</p> <p>2</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) <u>d カードサービス又は当社が提供する他の金融・決済サービスに関し、マネー・ローデンダーリング (その前提犯罪も含む)、テロ資金供与、拡散金融若しくは経済制裁等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当社が判断したとき、並びに第11条第6項に定める関連法令等を遵守するために当社が必要と判断したとき</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第11条第6項に定める関連法令等</u>に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域において会員が d カードサービスを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、当該会員による d カードサービスの利用を制限することができるものとします。</p> <p>5 (略)</p> <p>第40条～第43条 (略)</p> <p>〈第6章 雜則〉 (略)</p> <p>第2部 ショッピングサービス</p> <p>〈第1章 ショッピングサービスの利用〉</p> <p>第53条～60条 (略)</p> <p>第61条 (継続的利用代金の支払い手段としての利用手続き)</p> <p>会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種</p>	<p>〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉</p> <p>第38条 (略)</p> <p>第39条 (d カードサービスの利用停止)</p> <p>1 (略)</p> <p>2</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) <u>「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等、その他関連法令に違反するおそれがあると当社が判断したとき</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>犯収法等</u>に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域において会員が d カードサービスを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、当該会員による d カードサービスの利用を制限することができるものとします。</p> <p>5 (略)</p> <p>第40条～第43条 (略)</p> <p>〈第6章 雜則〉 (略)</p> <p>第2部 ショッピングサービス</p> <p>〈第1章 ショッピングサービスの利用〉</p> <p>第53条～60条 (略)</p> <p>第61条 (継続的利用代金の支払い手段としての利用手続き)</p> <p>会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種</p>
--	--

利用代金の決済手段として d カードサービス及び iD サービスを利用することができます。この場合、会員は、d カードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号又はケータイ iD 若しくは d カードの有効期限等が変更されたとき、d カードサービスの利用が停止されたとき、又は d カード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したときには、その旨を加盟店に対し通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が会員番号、ケータイ iD 又は d カードの有効期限等の変更内容及び d カードサービスの利用可否に関する情報を加盟店（加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知することについて、あらかじめご承諾いただきます。

第62条～第66条（略）

第2章・第3章（略）

第3部 キャッシングサービス

第1章～第4章（略）

【別紙】（略）

利用代金の決済手段として d カードサービス及び iD サービスを利用することができます。この場合、会員は、d カードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号又はケータイ iD 若しくは d カードの有効期限等が変更されたとき、d カードサービスの利用が停止されたとき、又は d カード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したときには、その旨を加盟店に対し通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が会員番号、ケータイ iD 又は d カードの有効期限等の変更内容及び d カードサービスの利用可否に関する情報を加盟店（本条において、加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます。）に対し通知することをあらかじめご承諾いただきます。

第62条～第66条（略）

第2章・第3章（略）

第3部 キャッシングサービス

第1章～第4章（略）

【別紙】（略）